

◎新潟県告示第12号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成31年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	塩谷南浦川2181番 0.3ha
関川村	6者	下関1743番ほか20筆 3.0ha
新発田市	16者	下興野下堅田195番2ほか138筆 14.3ha
阿賀野市	3者	駒林善四郎谷内7083番1ほか54筆 5.0ha
胎内市	2者	黒川森ノ下184番ほか33筆 2.4ha
聖籠町	67者	道賀新田川形1856番ほか398筆 33.6ha
新潟市	52者	北区浦木西割1577番ほか1,491筆 139.9ha
五泉市	2者	論瀬亀上り8226番1ほか21筆 1.7ha
三条市	2者	東鱒田大川端1690番ほか9筆 1.9ha
燕市	11者	舘野東475番ほか83筆 19.4ha
田上町	1者	田上与五右エ門通へイ2056番1ほか75筆 4.0ha
長岡市	1者	瓜生十日町532番ほか1筆 0.2ha
見附市	4者	新潟西町313番ほか6筆 4.1ha
魚沼市	1者	横瀬谷内159番1ほか32筆 1.3ha
十日町市	4者	新宮甲2796番ほか6筆 0.8ha
上越市	2者	吉川区梶西谷内97番ほか16筆 3.0ha
糸魚川市	1者	大和川中原2328番 0.02ha
佐渡市	13者	秋津境2182番ほか78筆 16.8ha
合計	189者	2,479筆 251.7ha

2 申請年月日

平成30年12月21日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。